

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 31 日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

裁判所書記官 和 田 浩 典

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 30 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 7 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 14 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所沼津支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所沼津支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 15 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 10 月 15 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし、特別売却については、現金又は(1)による。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるため、権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを本日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 特別売却の買受申出先は、当庁執行官。申出価額は買受可能価額以上の金額で、先着順 (電話・郵送申出不可。同時の場合は高額の方、同額は別途基準で)。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 580, 000 1, 264, 000	一括	316, 000	28, 775	0
1	500, 000				
2	1, 080, 000				

物 件 目 録

- 1 所 在 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段
地 番 9 1 0 番 2 6
地 目 山林
地 積 3 3 0 平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段 9 1 0 番地 2 6
家屋 番号 9 1 0 番 2 6
種 類 居宅
構 造 木造石綿セメント板葺地下 1 階付 2 階建
床 面 積 1 階 6 5 . 1 8 平方メートル
2 階 1 9 . 3 1 平方メートル
地下 1 階 1 6 . 5 6 平方メートル
(現況)
構 造 木造鋼板葺地下 1 階付 2 階建

物 件 明 細 書

令和 8年 7月16日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

裁判所書記官 和 田 浩 典

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

伊豆大川汐見崎別荘地内に存する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段
地 番 9 1 0 番 2 6
地 目 山林
地 積 3 3 0 平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段 9 1 0 番地 2 6
家屋 番号 9 1 0 番 2 6
種 類 居宅
構 造 木造石綿セメント板葺地下 1 階付 2 階建
床 面 積 1 階 6 5 . 1 8 平方メートル
2 階 1 9 . 3 1 平方メートル
地下 1 階 1 6 . 5 6 平方メートル
(現況)
構 造 木造鋼板葺地下 1 階付 2 階建

令和8年(ケ)第6号
令和8年2月10日受理
令和8年3月12日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所沼津支部

執行官 秋 鹿 健 司 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-----------------------------|-----------|--------|
| 1 | 所 在 | 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段 | | |
| | 地 番 | 9 1 0 番 2 6 | | |
| | 地 目 | 山林 | | |
| | 地 積 | 3 3 0 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段 9 1 0 番地 2 6 | | |
| | 家屋 番号 | 9 1 0 番 2 6 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造石綿セメント板葺地下 1 階付 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 5 . 1 8 | 平方メートル |
| | | 2 階 | 1 9 . 3 1 | 平方メートル |
| | | 地下 1 階 | 1 6 . 5 6 | 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ （物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木造鋼板葺地下 1 階付 2 階建 ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

土地について

- 1 本件土地は、北側で私道（位置指定道路）に接道している。
- 2 本件土地は、接道道路と高低差がある（本件土地が低い。）。

土地建物について

- 1 本件土地建物は、「伊豆大川汐見崎別荘地」内に存在し、株式会社エンゼルフォレストリゾートが同別荘地を管理している。本件所有者に対する公益費等については、下記のとおりである。

記

公益費	年額 67,980円（消費税込み）
温泉使用料	月額 6,100円（プラス消費税）※
水道使用料	月額 1,800円（プラス消費税）※
※ 徴収は3ヶ月毎、使用料に応じて金額が増える	

滞納額（令和8年2月25日現在）

公益費	184,580円
（令和5年分から令和7年分まで）	
温泉使用料	80,520円
（令和6年8月分から令和7年8月分まで）	
水道使用料	23,760円
（令和7年11月分から令和8年2月分まで）	

（その他、滞納金に対する遅延損害金請求の規定あり）

- 2 本件土地建物の新所有者は、管理会社に対して、所有者名義変更手数料5,000円（プラス消費税）、温泉権名義変更手数料50,000円（プラス消費税）の支払いを要する。

建物について

- 1 本件建物南側に、ウッドデッキが設置されている。
- 2 本件建物で使用している水道は、株式会社エンゼルフォレストリゾートが管理する簡易水道を利用している。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

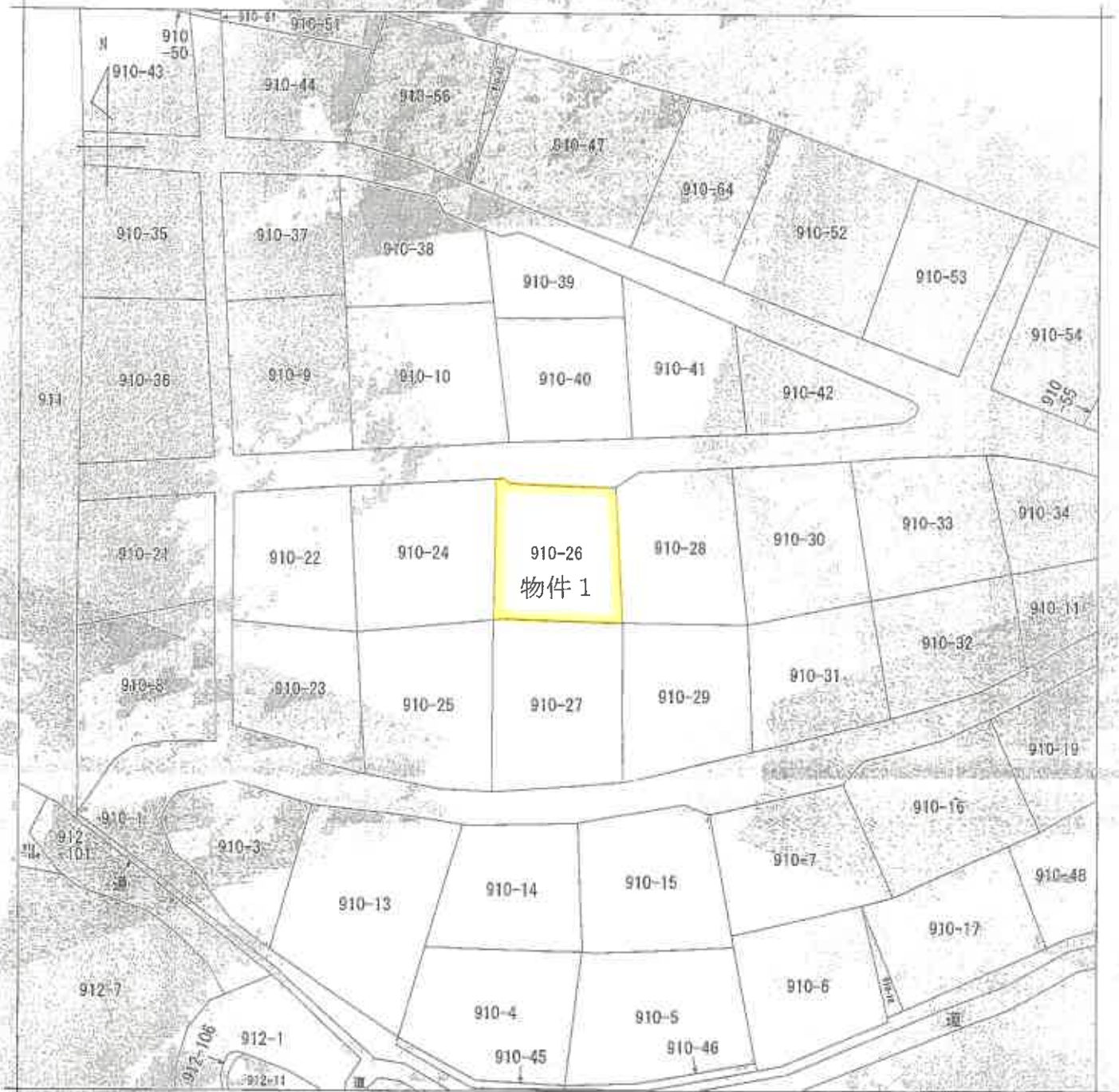
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (本件債務者)	1 本件所有者 A は、私の夫になります。 2 本件建物には、私と A の 2 人が住んでいます。 3 本件土地建物は、令和元年 9 月に購入しましたが、実際に住み始めたのは令和 2 年 1 月頃からで、現在に至ります。 4 令和 2 年 4 月頃、雨漏りがし始めて、同年 6 月末に、雨漏り修理、外壁の塗りなおし、一部損傷していた屋根の修理を行いました。工事をして以降、建物に損傷したり不具合のある所はありません。 5 令和 8 年 1 月に、本件所有者 A が近所の方に手伝ってもらい、本件建物の南側にウッドデッキを設置しました。 6 本件建物 1 階にサンルームが設置されていますが、本件土地建物の前の所有者が設置した物になります。 7 元々温泉を利用していましたが、現在は、使用料を払っておらず止まっている状態です。 8 隣接地との間で、境界について争い等はありません。 9 道路から本件土地に至る階段は、隣接する 9 1 0 番 2 4 の所有者と一緒に利用しています。
■ 別荘地管理人	1 本件建物には、水道と温泉が供給されていましたが、いずれの使用料も滞っています。水道は止める訳にはいきませんが、温泉については、使用料が滞っているため、供給を止めています。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

【A3版をA4版に縮小】

910-60



(注) 地籍に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が提出されるまでの間、これに代わるものとして提出されている図面であり、土地の位置及び形状の正確を記録した図面です。



請求部	所在	愛媛県東伊予郡大川字ミヨノ段				地番	910番26		
出力尺	1/600	精度区分	座標系 番号 付記号	分類	地籍に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備 注 年 月 日					補 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月23日

静岡地方法律局並田支局

地図整理番号: M02728

登記簿

(1/1)

(6 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(静岡地方方法務局下田支局管轄)
令和8年2月13日 静岡地方方法務局沼津支局 登記官

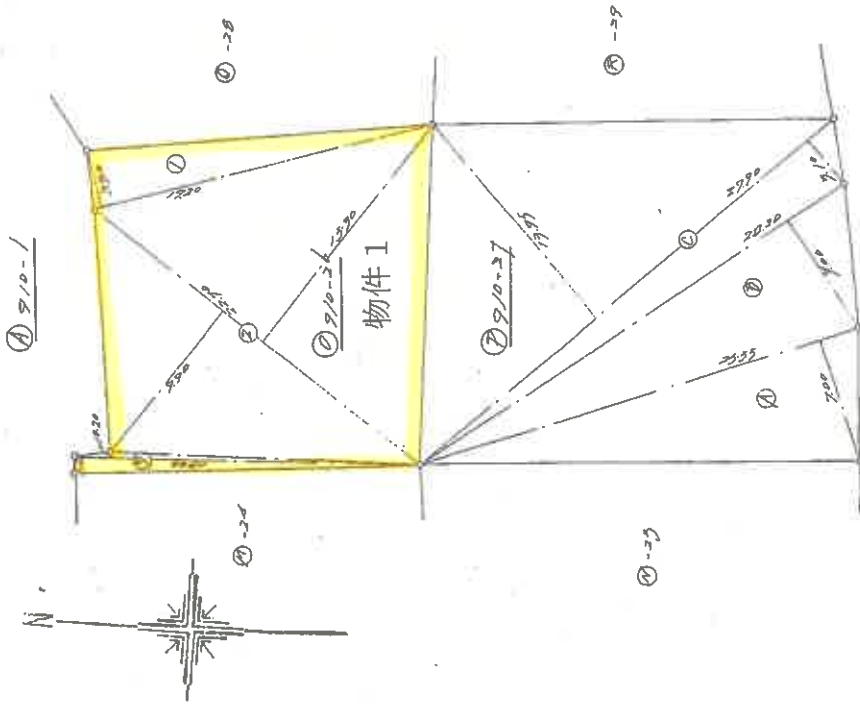
(7 枚目)

8/15

地 積 測 量 図

地 番	910-1-26-27
土地の所在	静岡県沼津市大川字3515

7/16



⑥ 910-26

①	1220 x 390	=	473,400
②	22,70 x (9,90 + 13,90)	=	572,040
③	13,00 x (1,10 + 0,20)	=	24,700
計			660,140
		1/2	330,070

⑦ 910-27

④	23,55 x 700	=	16,485
⑤	28,20 x 7,00	=	197,400
⑥	22,90 x (2,10 + 13,90)	=	509,790
計			886,045
		1/2	443,022

(静岡県土地家屋調査士会指定用紙)

縮 尺 1/500

S43.2.13

【A3版をA4版に縮小】

静岡県土地家屋調査士会指定用紙

作 製 年 月 日

昭和43年2月13日

作 製 者

申 請 人

これは図面に記録されている内容を証明する図面である。
令和8年1月23日 静岡地方法務局 平田 孝司

靜岡地方誌 續編 下田三郎

0025310

【A3版をA4版に縮小】

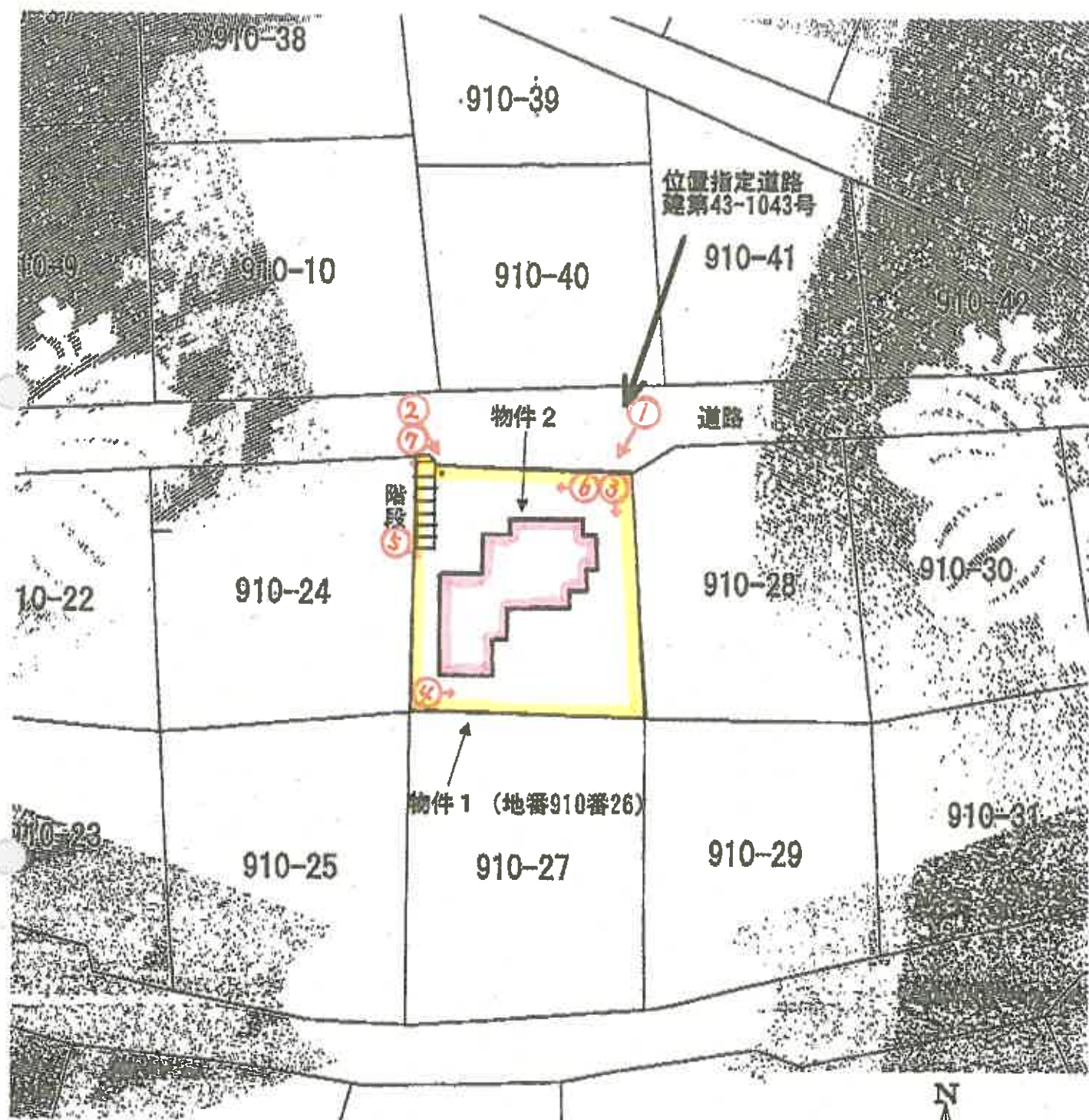


UK
1994

0.5/1

9.8.255

建物配置図

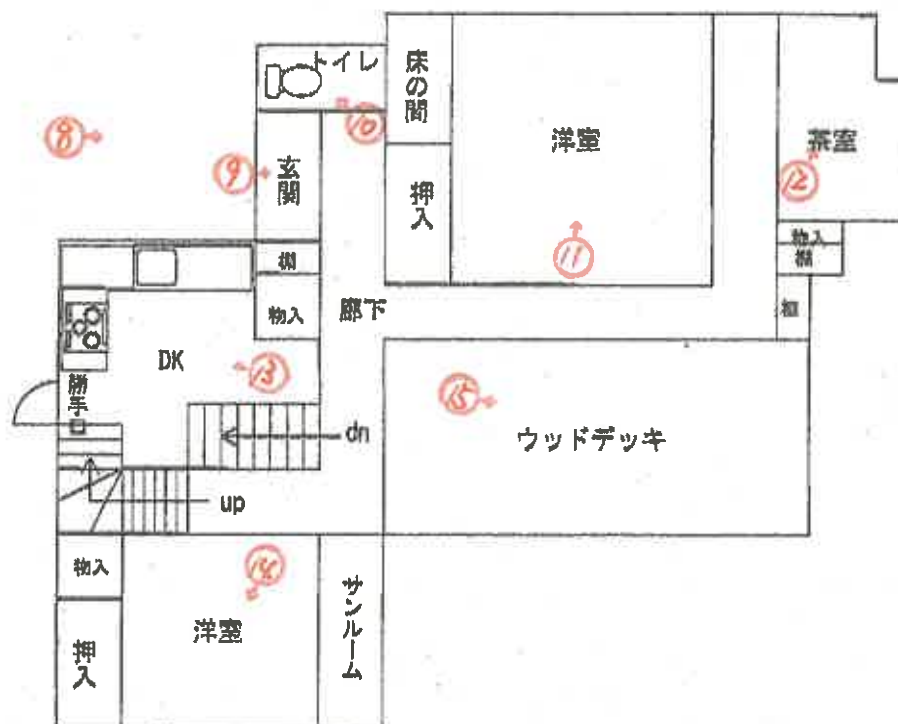


建物配置図は、公図を基に物件建物等の配置を加筆して作製した。
したがって、上記配置図は実測したものではないことに留意ください。

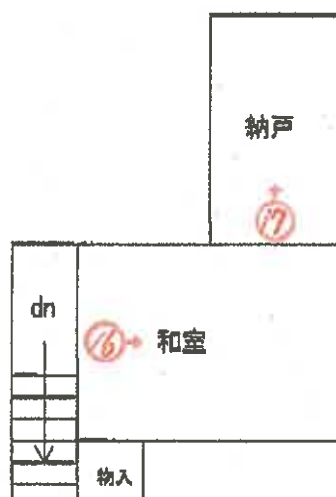
♂写真撮影方向

物件 2

1 階



2 階

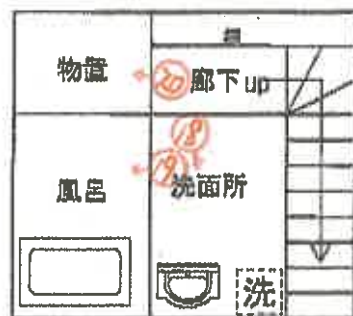


間取図

(現況と異なる場合は現況を優先)

♂写真撮影方向

地下1階



間取図

(現況と異なる場合は現況を優先)

♂写真撮影方向

写真 1



写真 2



(1 2 枚目)

写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



(15枚目)

写真 9



写真 1 0



写真 1 1



写真 1 2



写真 1 3



写真 1 4



(1 8 枚目)

写真 1 5



写真 1 6



写真 1 7



写真 1 8



写真 1 9



写真 2 0



令和8年 (ケ) 第 6号
令和8年 3月11日 現地調査
令和8年 4月 3日 評 価

静岡地方裁判所 沼津支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

鈴木 隆 史 印

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-----|----------------|--|--|
| 1 | 所 在 | 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段 | | |
| | 地 番 | 9 1 0 番 2 6 | | |
| | 地 目 | 山林 | | |
| | 地 積 | 3 3 0 平方メートル | | |
-
- | | | | | |
|---|-------|-----------------------------|-----------|--------|
| 2 | 所 在 | 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段 9 1 0 番地 2 6 | | |
| | 家屋 番号 | 9 1 0 番 2 6 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造石綿セメント板葺地下 1 階付 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 5 . 1 8 | 平方メートル |
| | | 2 階 | 1 9 . 3 1 | 平方メートル |
| | | 地下 1 階 | 1 6 . 5 6 | 平方メートル |

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,580,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 500,000 円
物件2（建物）	金 1,080,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	現況：宅地
2	物件目録記載のとおり	現況：鋼板葺
特 記 事 項		
・物件1の土地上に物件2の建物が存する。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	伊豆急行線「伊豆大川」駅北東方約600m（直線距離） （別添「位置略図」参照）	
付 近 の 状 況	別荘を中心とした住宅地域。当該地域では、特別な変動要因もなく、当面は現状を維持すると予測する。	
主な公法上の 規 制 等 （道路の幅員 等の個別的な 規制を考慮し ない一般的な 規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引き都市計画区域 用途地域の指定はない 60% 200% 建築基準法第22条指定区域 宅地造成等工事規制区域、富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	330㎡ ほぼ長方形地 間口約17m、奥行約20m 概ね平坦地（南側の一部は南向き傾斜） 路面より約3m低く接面する中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	・北側幅員約4.5m（一部約6m）の舗装私道（建築基準法上の道路）	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件2の建物敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・特になし	
供給処理施設	上 水 道 なし（簡易水道 あり） ガス配管 なし 下 水 道 なし （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、敷地内に引込まれている状態をいう。「可」とは、前面道路に施設管は敷設されているが、未引込みの状態にある場合をいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。	
特 記 事 項	・伊豆大川汐見崎別荘地内に位置し、自主規制の建ぺい率・容積率は20%・40%、建築物高さ制限は10m以下。別荘地内は、株式会社エンゼルフォレストリゾートが管理し、本件所有者に対する公益費等は下記のとおり。 公 益 費：67,980円（年額）（消費税込み） 温泉使用料： 6,100円（月額）（プラス消費税） 水道使用料： 1,800円（月額）（プラス消費税）	

	滞 納 額：あり（令和8年2月25日現在） ・公益費合計：184,580円（消費税込み） ・温泉使用料合計：80,520円（プラス消費税） ・水道使用料合計：23,760円（プラス消費税） なお、公益費は令和5年分～令和7年分、温泉使用料は令和6年8月分～令和7年8月分、水道使用料は令和7年11月～令和8年2月分までの合計である。 ・本件土地建物の新所有者は、管理会社に対して、所有者名義変更手数料5,000円（税抜）及び温泉権名義変更手数料50,000円（税抜）の支払いを要する。 ・北側私道は、建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路（指定番号：建第43－1043号、指定年月日：昭和44年5月26日）である。 ・水道は簡易水道で、株式会社エンゼルフォレストリゾートが管理している。 ・敷地内への進入は北西側の階段を利用している。 その他詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。
--	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建 築 年 月 日：昭和55年12月頃 経 過 年 数：約45年 経済的残存耐用年数：満了している。
仕 様	構 造：木造 屋 根：鋼板葺 外 壁：吹付けタイル 内 壁：ビニールクロス、繊維壁等 天 井：ビニールクロス、敷目張り天井、竿縁天井等 床 ：フローリング、板張り、畳等 設 備：電気、給排水、衛生、エアコン その他：特になし
床面積（現況）	ほぼ登記どおりで、登記簿床面積は101.05㎡。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	・所有者が居宅として占有している。 ※「詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。」
特 記 事 項	・築年からアスベスト含有材の使用の可能性は否定できない。アスベスト等の使用の詳細については、別途専門調査機関による調査を要する。 ・昭和56年6月の新耐震設計法施行前の建築であり、耐震診断、改修等については不明の建物である。 ・建築時は別荘として建築され、地下に浴室、1階に茶室が設置されている。 ・令和2年頃、屋根・外壁等大規模修繕を行っている。 ・物件2の南側1階に、ウッドデッキとサンルームが設置されている。 ・敷地内に駐車スペースが無い。 ※「詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。」

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	8,140	0.72	330	0.9	1,740,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

基準地 東伊豆町-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $22,200 \text{ 円/㎡} \times 99 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 270 = 8,140 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ない

◇地域格差：基準地は街路条件、住環境等が優る。

イ 個別格差：接面状況が劣る等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価額を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物の価額 (円) ア×イ×ウ＝ エ
2	220,000	101.05	0.07	1,560,000

ウ 現価率：経過年数等から経済的耐用年数は満了しているため、現在の建物状況（本件では、特に修繕状況等）、市場性等を勘案のうえ現価率を7%と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	1,740,000	0.4	法定地上権	700,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (1①オ、1②エ) (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (2①ウ) (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	1,740,000	－ 700,000	—	0.8	0.6	500,000
2	1,560,000	＋ 700,000	—	0.8	0.6	1,080,000
一括価格(合計)						1,580,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：駐車場スペースが無いことや、地域の不動産市場の動向等を考慮した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 基準地価格 (東伊豆町－1)

所 在：賀茂郡東伊豆町奈良本字上小田原849番59

価 格：22,200円/㎡

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：156㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：北東側 6m 私道

用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域、用途地域の指定なし
(建ぺい率70%・容積率300%)

地 域 の 概 要：一般住宅のほか農地等も見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置略図
- 2 公図写
- 3 建物図面等
- 4 建物配置図
- 5 間取図

以 上

理
事
務
所

赤沢稲荷大明神

管理事務所

あかざわ恒陽台別荘地

管理事務所

恒陽台

伊豆赤沢望洋台別荘地

汐見崎コマツ別荘地

対象不動産

ライオン岩

伊豆大川駅

龍豊院

三島神社

いざり火

大川トンネル

つるや吉祥亭

北川 北川温泉

上人谷

清月院

伊豆急行

浮山温泉

三島神社

赤沢温泉

中の崎トンネル

中の崎

赤沢公園

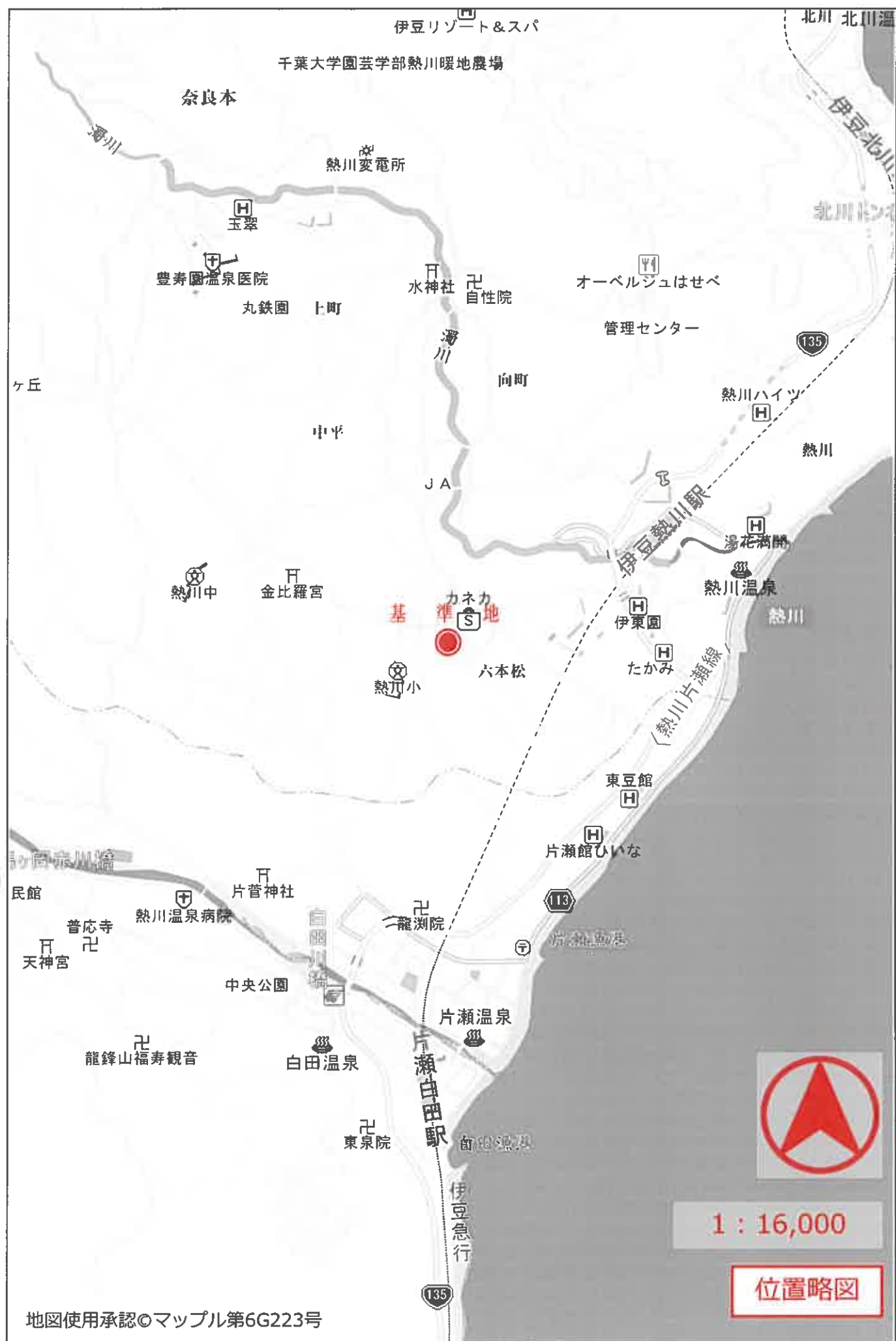
オート&スパ

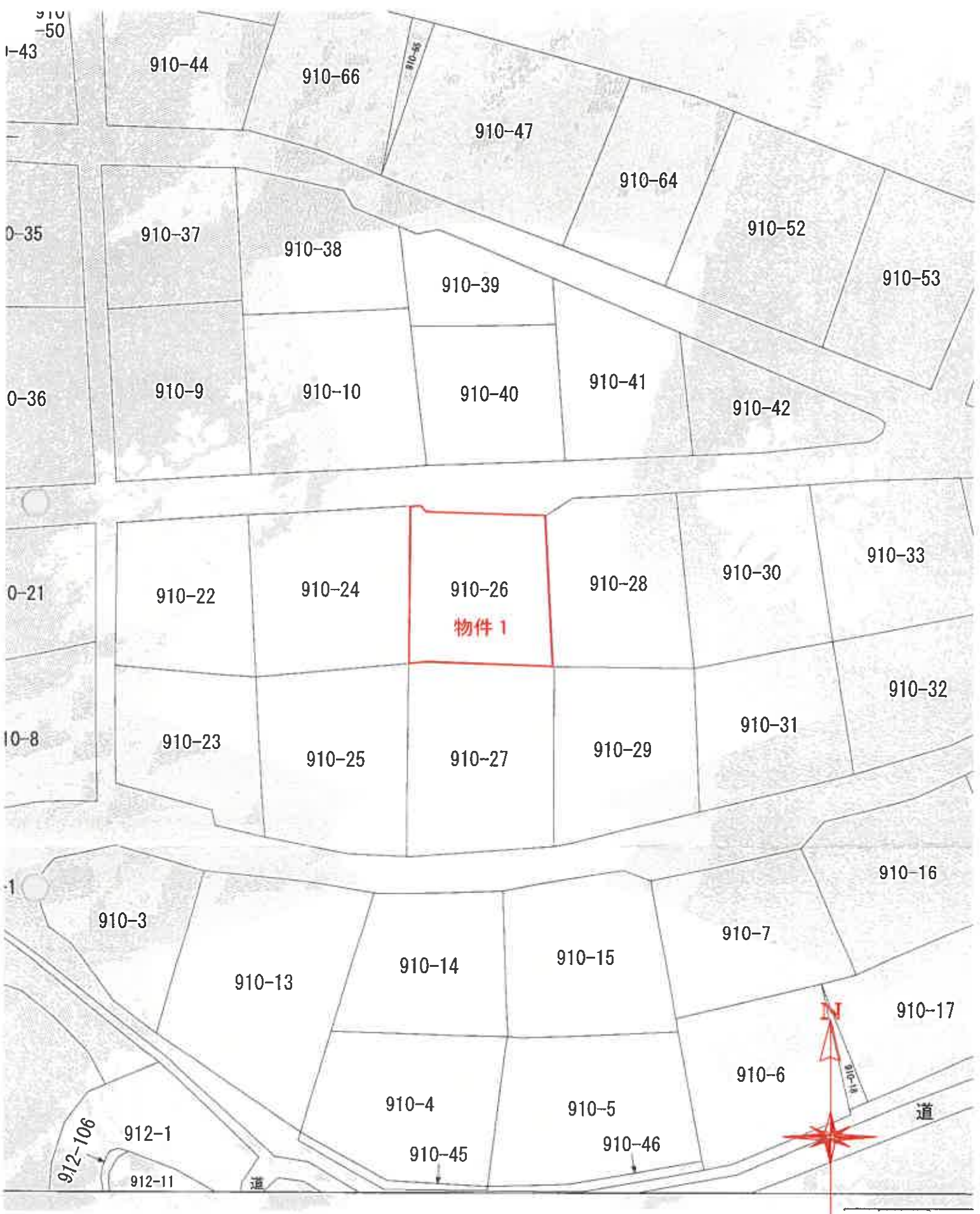
地図使用承認©マップル第6G223号



1 : 16,000

位置略図





公 図 写

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年1月23日 静岡地方方法務局下田支局

登記官

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

物件2

建物図面

910~26

家屋番号

建物の所在 賀茂郡東伊豆町大川字ミヨノ段910番地26

各階平面図

1 階平面図

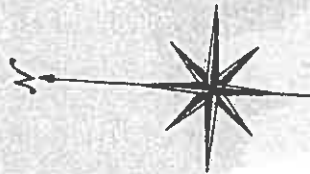
求積
3.64 × 2.73 = 9.9372
4.55 × 2.73 = 12.4215
4.40 × 1.37 = 6.0280
2.73 × 1.82 = 4.9686
5.93 × 1.06 = 6.2858
6.68 × 0.91 = 6.0788
7.28 × 1.82 = 13.2496(+)
6.83 × 0.91 = 6.2153(+)
床面積 65.18㎡

2 階平面図

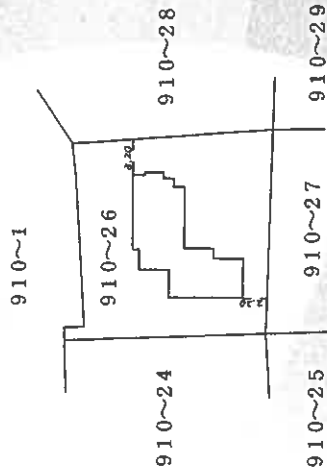
求積
1.67 × 0.91 = 1.5197
4.40 × 2.73 = 12.0120
3.18 × 1.82 = 5.7876(+)
床面積 19.31㎡

地下1階平面図

求積
4.55 × 3.64 = 16.5620
床面積 16.56㎡



建物図面



(単位m)

縮尺 1/500

申請人

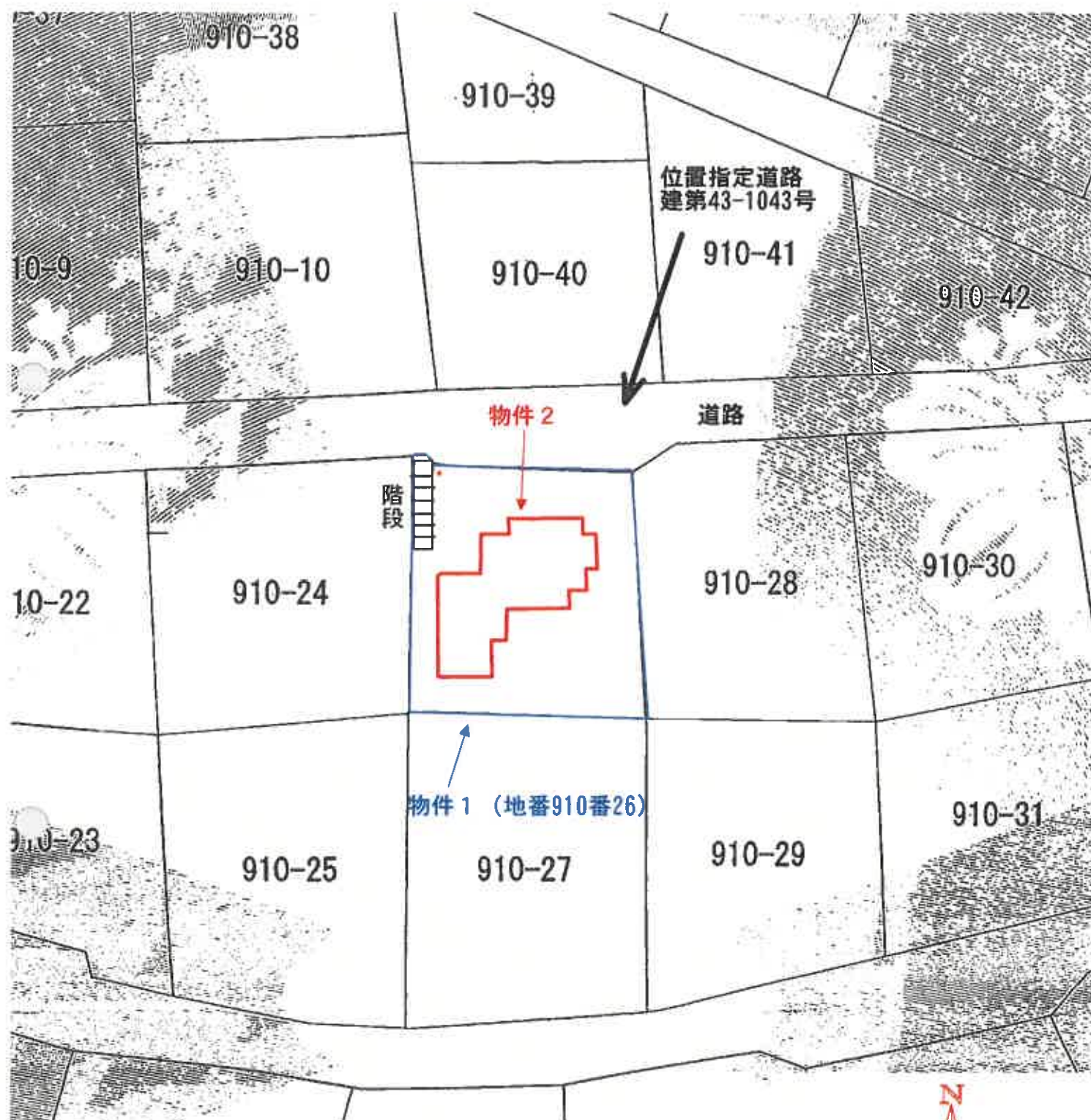
縮尺 1/250

作製者

静岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

建物図面

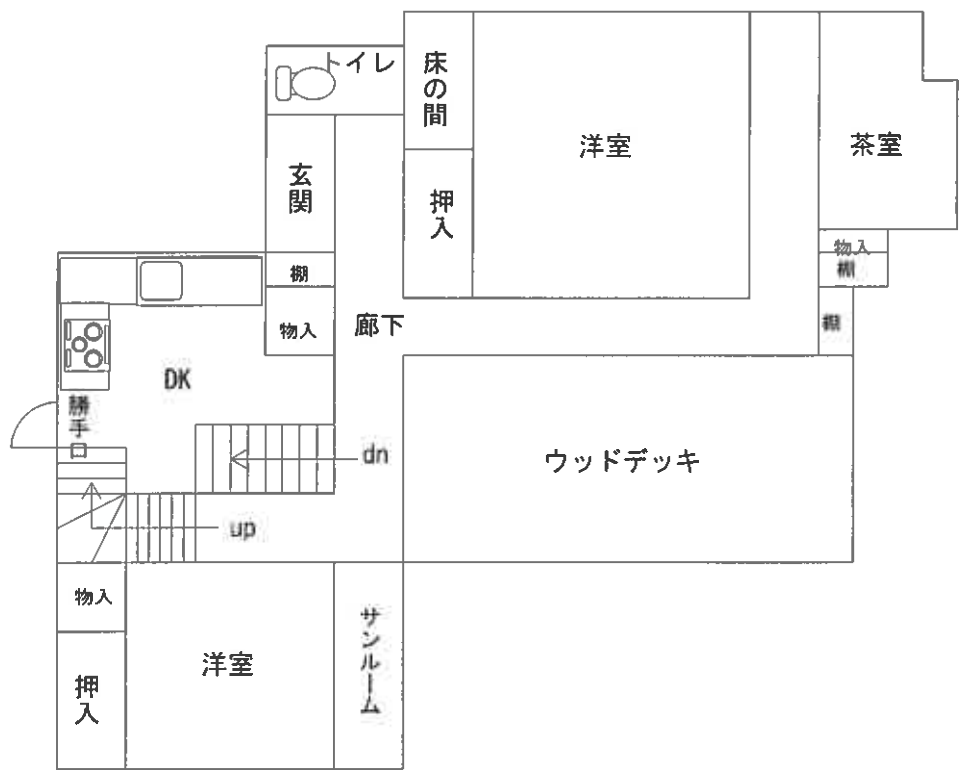
建物配置図



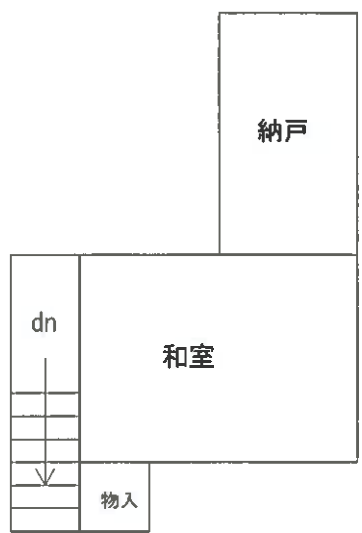
建物配置図は、公図を基に物件建物等の配置を加筆して作製した。
したがって、上記配置図は実測したものではないことに留意ください。

物件 2

1 階



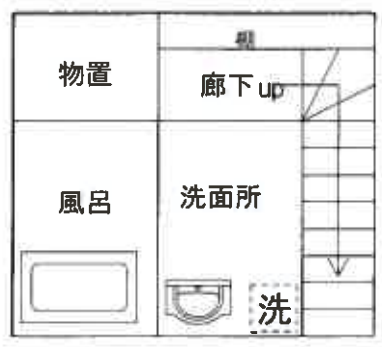
2 階



間 取 図

(現況と異なる場合は現況を優先)

地下1階



間取図

(現況と異なる場合は現況を優先)